

第 6 号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 20 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する
法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
に改める。

第 3 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 6 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、
所要の規定整備を図ること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。